

○ 具体的施策に関する規定について

1. 具体的施策に関する規定のタイプ

① 具体的施策に関する規定なし

(該当県)

福井県、岡山県、石川県

② 少数の具体的施策を規定

(該当県)

秋田県

(規定例)

○ 秋田県木材利用促進条例

(木材の優先利用の促進)

第9条 県は、県民の日常生活及び事業者の事業活動における木材の優先利用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(県産木材の利用の促進)

第10条 県は、木材産業事業者による県内の森林から産出する木材の利用及び県民等による県産木材製品の利用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(県産木材製品の国内販売及び輸出の促進)

第11条 県は、木材産業事業者による県産木材製品の国内での販売及び輸出の促進に必要な施策を講ずるものとする。

③ 複数の具体的施策を列挙した包括的な1～2の条文+2～6の個別的施策を規定

(該当県)

岩手県、栃木県、群馬県、新潟県、兵庫県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(規定例)

○ 岩手県県産木材等利用促進条例

(県産木材の安定供給の促進等)

第12条 県は、県産木材の安定供給の促進及び生産性の向上を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。
- (2) 林内路網等の県産木材の生産に係る基盤の整備及び森林施業の効率化に関すること。
- (3) 県産木材の流通及び加工の体制整備に関すること。

(県産木材等の利用の促進)

第 13 条 県は、県産木材等の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 住宅その他の建築物及び土木施設その他の工作物（以下「建築物等」という。）における県産木材等の利用に関すること。
- (2) 建築物等の工事における県産木材等の利用に関すること。
- (3) エネルギー源としての利用等の県産木材等の有効利用に関すること。
- (4) 県産木材等のブランド化（県産木材等に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。）及び県産木材等の認証に関すること。
- (5) 県産木材等の新たな用途、加工技術等の研究開発に関すること。
- (6) 県産木材等の国内外への販路の拡大に関すること。

(県の建築物等における県産木材等の率先利用)

第 14 条 県は、県産木材等の利用の促進に資するため、自ら整備する建築物等において、率先して県産木材等の利用に努めるものとする。

(人材の確保及び育成)

第 15 条 県は、林業又は木材産業を担う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、県産木材製品を利用した建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する設計者等を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(普及啓発)

第 16 条 県は、県民が木に親しみ、ふれあい、並びに木材を利用する意義及び木の文化を学ぶ機会の確保、県産木材等に関する情報の発信その他の県産木材等の利用の促進に関する普及啓発に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、児童又は生徒が、森林、林業及び県産木材等についての理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県産木材等利用推進月間)

第 17 条 県は、県民の間に広く県産木材等についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に県産木材等を利用する意欲を高めるため、県産木材等利用推進月間を設ける。

- 2 県産木材等利用推進月間は、10月とする。

④ 複数の具体的施策を並列的に規定

(該当県)

茨城県、富山県、山梨県、奈良県

(規定例)

○ 山梨県県産木材利用促進条例

(県の建築物等における利用)

第 9 条 県は、その設置又は管理に係る公用施設又は公共施設である建築物を自ら整備しようとするときは、木造とすることが適当でない場合又は困難と認められる場合を除き、基本方針で定めるところにより、当該建築物について、原則として木造とするものとする。

- 2 県は、その整備する建築物、土木施設その他工作物等において、自ら率先して県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に努めるものとする。

(県産木材の安定供給の促進)

第 10 条 県は、森林資源の有効な利用及び再生産を図りつつ、県産木材の安定的な供給を自ら行い、及びその安定的な供給を促進するため、森林の整備及び保全の推進その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 県は、県産木材の生産体制の強化を図るため、森林の境界の明確化の推進、路網の計画的な整備、高性能林業機械（二以上の作業を一の工程の中で行うことができる林業機械をいう。）の導入及び森林施業の集約化の促進その他の必要な施策を実施するものとする。
- 3 県は、林業事業者が地域における森林経営の担い手として活動することの重要性に鑑み、林業事業者が森林所有者相互の森林施業に関する合意形成のための仲介、林業経営に関する計画の提案等を通じて、県産木材の安定的な供給の推進に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。
- 4 県は、県産木材の生産能力の向上を図るため、木材の生産に係る新たな技術の導入の試行、その成果の普及その他の必要な施策を実施するものとする。

(県産木材の加工等の体制の整備)

第 11 条 県は、県産木材の加工及び流通に関する体制の整備を図るため、木材の加工及び流通に係る施設の整備並びに品質及び生産性の向上に対する支援、木材の需給に関する情報の共有の円滑化に向けた支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(県産木材の利用の促進)

第 12 条 県は、県産木材を使用した住宅その他の建築物の新築、増築、改築等及び県産木材が使用された製品の使用を促進するため、その需要の拡大に向けた支援その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 県は、県産木材の利用の促進を図るため、県産木材のブランド化（県産木材及び県産木材を使用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。）及び産地の認証に関し、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、合法伐採木材（法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材をいう。）の流通及び利用の促進を図るために必要な施策を実施するものとする。
- 4 県は、木質バイオマス（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十九条に規定する木質バイオマスをいう。）の有効利用を促進するため、その加工及び利用に係る施設の整備への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(普及啓発、木育の推進等)

第 13 条 県は、県産木材の利用の重要性に対する県民の理解を深めるため、県民が広く県産木材の利用の意義を学ぶ機会の確保、県産木材に関する情報の発信等を通じて普及啓発を図るよう努めるものとする。

- 2 県は、林木から発生する花粉がアレルギー疾患の原因となっており、県産木材の価値に関する県民の理解を促進する上でその対策が重要な課題となっていることに鑑み、花粉の発生の少ない品種の研究開発及び普及その他の必要な施策を実施するものとする。

- 3 県は、子どもをはじめとする県民が広く木材に親しむとともに、県民の生活に必要な物資としての木の魅力及びその利用の意義を学ぶ活動を推進するために必要な施策を実施するものとする。

(県産木材利用推進月間)

第 14 条 県民等の間に広く県産木材についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に県産木材を利用する意欲を高めるため、県産木材利用推進月間を設けるものとする。

- 2 県産木材利用推進月間は、十月とする。

(人材の育成)

第 15 条 県は、林業及び木材産業を担う人材の確保及び育成に必要な施策を実施するものとする。

- 2 県は、県産木材を使用した建築物の建築に必要な知識又は技術を有する設計者等の確保及び育成に必要な施策を実施するものとする。

(森林認証の普及)

第 16 条 県は、持続可能な森林管理及び森林経営（以下この項において「森林管理等」という。）の推進及び県産木材の付加価値の向上を図るため、森林認証制度（森林管理等に係る認証を行うことを目的とする団体その他の機関が、環境保全への配慮の度合その他の森林管理等に係る一定の基準の下、林業事業者、木材産業事業者等の申請に基づき、当該申請に係る森林又は森林の経営組織等を認証する制度をいう。以下この条において同じ。）による認証の取得が促進されるよう、森林認証制度の普及に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、森林認証制度により認証された森林から産出される県産木材の使用及び当該県産木材が使用された製品の使用の拡大を図るため、その普及の促進、製品の開発への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

2. 個別の具体的施策に関する規定の例

① 県の率先的利用

(規定例)

○ 徳島県県産材利用促進条例

(県の建築物等における県産材の利用等)

第 13 条 県は、自ら行う建築物の整備に当たっては、利用指針で定めるところにより、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるもの以外のものについては、原則として木造とするものとする。

2 県は、県民等による県産材の利用を促すため、自ら整備する建築物等及びこれに係る工事において、率先して県産材及び県産材を利用した製品の利用に努めるものとする。

※ 「たたき台」の「第 4 県の責務」③の内容に相当。

② 利用の促進

(規定例)

○ 奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例

(県産材の利用の促進)

第 12 条 県は、県産材の利用の促進を図るため、県産材の認証制度の普及、公共事業及び公共建築物における県産材の利用の推進、県産材を使用する住宅等の建設の促進、県産材等の国内外への販路の拡大、木質バイオマス等その他の用途としての県産材の活用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、木材産業事業者が県産材の加工の効率化、流通の合理化等により県産材の利用の促進に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の共有化の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

※ 「たたき台」の「第 4 県の責務」④の内容に相当。

③ 研究開発の推進

(規定例)

○ 富山県県産材利用促進条例

(研究開発の推進等)

第 14 条 県は、県産材の利用を促進するため、林業経営の効率化、木製品の品質及び性能の向上、木材の新用途への活用等に関する研究開発の推進及びその成果の普及の措置を講ずるよう努めるものとする。

※ 「たたき台」の「第 4 県の責務」④の一部の内容に相当。

④ 人材の育成・確保

(規定例)

○ 岩手県県産木材等利用促進条例

(人材の確保及び育成)

第 15 条 県は、林業又は木材産業を担う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県産木材製品を利用した建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する設計者等を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

※ 「たたき台」の「第 4 県の責務」④の一部の内容に相当。

⑤ 教育、普及啓発

(規定例)

○ 岩手県県産木材等利用促進条例

(普及啓発)

第 16 条 県は、県民が木に親しみ、ふれあい、並びに木材を利用する意義及び木の文化を学ぶ機会の確保、県産木材等に関する情報の発信その他の県産木材等の利用の促進に関する普及啓発に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、児童又は生徒が、森林、林業及び県産木材等についての理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

※ 「たたき台」の「第 4 県の責務」⑤の内容に相当。

⑥ 安定供給の促進

(規定例)

○ 奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例

(県産材の安定供給の促進)

第 11 条 県は、県産材の安定供給の促進を図るため、高性能な林業機械の積極的な導入の促進、森林における路網の計画的な整備等の森林施業の集約化及び合理化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、林業事業者及び森林組合が森林所有者相互の森林施業に関する合意形成の仲介、林業に関する計画の提案等により県産材の安定供給の促進に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

※ ただし、この項目は、「三重の森林づくり条例」と重複する可能性が高い。

⑦ 流通加工体制の整備

(規定例)

○ 茨城県県産木材利用促進条例 (県産木材の流通加工体制の整備)

第 12 条 県は、県産木材の流通加工体制の整備を推進するため、木材の加工施設、流通施設等の整備への支援、製材工場等における生産性の向上への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

⑧ 県外移出・輸出の促進

(規定例)

○ 秋田県木材利用促進条例 (県産木材製品の国内販売及び輸出の促進)

第 11 条 県は、木材産業事業者による県産木材製品の国内での販売及び輸出の促進に必要な施策を講ずるものとする。

⑨ 情報の提供

(規定例)

○ 林業県ぐんま県産木材利用促進条例 (情報の提供)

第 13 条 県は、林業事業者及び木材産業事業者による県産木材及び県産木材の加工品の安定的な供給並びに建築等関係事業者による県産木材の利用の推進が図られるよう、県産木材その他の木材の流通及び消費の動向を把握するとともに、県産木材の利用の促進に関する情報の提供に努めるものとする。

⑩ 木の文化の継承

(規定例)

○ 奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例 (木の文化の継承)

第 16 条 県は、地域における伝統的な育林技術を次世代に引き継ぐため、歴史的木造建造物の保存及び修復に必要となる木の保育等の技術に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地域における伝統的な木工技術その他の木の文化を次世代に引き継ぐため、木の文化の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑪ 木質バイオマスの利活用の促進

(規定例)

○ 茨城県県産木材利用促進条例 (木質バイオマスの利活用の促進)

第 14 条 県は、未利用間伐材等の木質バイオマスの利活用の促進を図るため、木質バイオマス施設の整備への支援、農業、畜産業、工業等への新たな利用を推進するための調査及び情報収集その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

※ 本条例案で「木材のエネルギー利用」を前面に出さないとするのであれば、このような規定は設けないこととなるか。

⑫ 顕彰

(規定例)

○ 新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例

(顕彰)

第 20 条 県は、県産木材の供給及び利用の推進について顕著な功績があると認められるものの顕彰に努めるものとする。

⑬ 利用推進月間

(規定例)

○ 高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例

(県産木材利用推進月間)

第 15 条 県民等の中に広く県産木材についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に県産木材を利用する意欲を高めるため、県産木材利用推進月間を設ける。

2 県産木材利用推進月間は、10 月とする。

3 県は、県産木材利用推進月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

⑭ その他

その他、「林業の生産性の向上」、「森林認証の普及」、「森づくりの推進」、「森林資源の循環利用の確立」、「山村地域の活性化」等を規定している県もあるが、これらは「川上」に直結する内容であり、「三重の森林づくり条例」との関係上、本条例案に規定することはそぐわないと考えられる。